重要事項説明書（海外旅行保険）　ジェイアイ傷害火災保険株式会社

この書面には海外旅行保険をご契約いただくお客様に、ご契約前にご確認いただきたい重要な情報が記載されています。必ず最後までお読みください。

海外旅行保険お引受条件について

被保険者（保険の対象となる方：申込書・加入依頼書等の旅行者欄に記載の本人をいいます。）が以下に該当される場合、海外旅行保険にお申込みいただけない場合やご契約の保険金額を制限させていただく場合または割増保険料が必要な場合があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

1．お申込みいただけない主な場合

(1) すでに海外旅行のために自宅を出発している方や、日本国外に滞在されている方および帰国の予定がない方
(2) 外国の永住権を持つなど永住を目的に日本国外に居住される場合および海外の現地企業に就職される場合
(3) 治療を目的とした旅行をする場合
(4) 過去 2 年間に同種の保険契約等（他の傷害保険契約等の詳細は申込書にてご確認ください。）の保険金を 5 回以上請求または受領している場合や弊社が保険の延長をお断りした場合など
(5) 旅行目的が観光・商用の場合で、保険期間が 6 か月を超える場合
(6) 海外旅行中に以下の危険な職業・職務や運動等を行う場合

危険な職業職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
危険な運動等	・ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、ハンググライダー搭乗、その他これらに準ずる危険な運動 ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

2．ご契約の保険金額を制限させていただく主な場合

(1) 保険始期日（旅行開始日）時点で被保険者が 15 歳未満の場合、または 15 歳以上の被保険者でご契約に対するご本人の同意署名がない場合（保険契約者と被保険者が異なる契約の場合のみ）
➔ 弊社が別に定める場合を除き、他の傷害保険契約等（他の傷害保険契約等の詳細は申込書にてご確認ください。）と合計で死亡保険金額 1,000 万円がお引受けの上限となります。
(2) 保険期間が 31 日超かつ保険始期日（旅行開始日）時点で被保険者の年齢が 75 歳以上の場合、または現在、ケガや病気で治療・診察・投薬を受けている場合
(3) 他に海外旅行保険を契約している場合や普通傷害保険契約がある場合等、同一危険を補償する他の傷害保険契約等（他の傷害保険契約等の詳細は申込書にてご確認ください。）との合計金額が高額となる場合（死亡保険金のお引受けをお断りさせていただく場合もあります。）
(4) 取扱代理店でご旅行の手配を同時に行わない場合や、過去の取引実績がない場合(死亡保険金のお引受けをお断りさせていただく場合もあります。)
(5) 死亡保険金受取人を特定の方に指定される場合
(6) 海外旅行期間中に危険な運動（スカイダイビング等）をされる場合（割増保険料が必要な場合やお引受けをお断りさせていただく場合もあります。）
※割増保険料のお支払いがない場合、保険金が削減されたり、支払われないことがあります。

3．保険期間の延長について

(1) 弊社は、保険期間（保険のご契約期間をいい、海外旅行の目的をもって住居を出発するときから住居に帰るまでのご旅行期間とあわせてご契約ください。）の延長のお申込みについて、過去に保険金等のご請求がない場合等において、弊社が承認する延長期間・補償内容にて保険期間の延長をお引受けすることがあります。なお、旅行目的が「観光」「商用」などの場合、保険期間は延長期間を含め、最長でも通算して 6 か月までとなります。また、ご滞在期間を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。
※ご契約いただいている保険期間、ご希望の延長期間、被保険者の年齢またはご契約いただいている補償内容によっては、補償の内容を変更または削除して保険期間の延長を弊社が承認する場合がありますので、ご注意ください。
(2) 保険期間終了前に、お客様の留守宅、勤務先等に直接連絡していただき、必ずご契約の弊社代理店または弊社にて手続をお願いいたします（海外の Ji デスクでは手続を行うことはできません。）
(3) 保険期間終了前に延長のための保険料をお支払いいただかなければ期間延長はできませんので日数に余裕をもってお手続きください。

契約概要のご説明

○この書面は海外旅行保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、お申込みくださいますようお願いいたします。
○本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはご契約のしおり（普通保険約款および特約）をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
○保険契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

1．商品の仕組みおよびお引受条件等

(1) 商品の仕組み
この保険は海外旅行中に被保険者がケガをされたときや病気になったとき等に保険金をお支払いするものです。
(2) 補償内容
①主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）
お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細はパンフレットの「ご契約いただく海外旅行保険の概要」または、ご契約のしおり等でご確認ください。なお、ご契約いただく組み合わせによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。以下にご説明のない補償項目につきましては、ご契約のしおり等でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 注 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。
傷害後遺障害保険金	責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。傷害後遺障害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。
傷害治療費用保険金	責任期間中の事故によるケガが原因で実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に必要となった費用に限ります。お支払いする保険金は 1 回のケガにつき傷害治療費用保険金額を限度とします。
疾病治療費用保険金	被保険者が次のいずれかに該当したことにより、実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて 180 日以内に必要となった費用に限ります。お支払いする保険金は 1 回の病気につき疾病治療費用保険金額を限度とします。 ①責任期間開始後に発病した病気がもとで、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を受けた場合（ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります。） ②責任期間中に感染した特定の感染症により責任期間終了後その日を含めて 30 日を経過するまでに治療を受けた場合
疾病死亡保険金	次の①から③のいずれかに該当した場合に疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間中に病気により死亡した場合 ②責任期間開始後に発病した病気がもとで責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を受け、責任期間終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合（ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります。） ③責任期間中に感染した特定の感染症によって責任期間終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合
救援者費用等保険金	被保険者が次の①から⑦のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した救援費用等で社会通念上妥当な費用をお支払いします。救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。 ①責任期間中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合、または 3 日以上続けて入院した場合 ②責任期間中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③責任期間中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合、または 3 日以上続けて入

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
	院した場合（責任期間中に治療を開始した場合に限ります。） ④責任期間中の自殺行為がもとで、その行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合 ⑤責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合 ⑥責任期間中に被った事故により生死が確認できない場合（被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。）または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑦責任期間中に誘拐されたまたは行方不明になったことを警察等公的機関に届出した場合
治療・救援費用保険金※	上記、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、救援者費用等保険金を 1 つに組み合わせた補償項目です。詳細はそれぞれの「保険金をお支払いする場合」をご覧ください。
個人賠償責任保険金	責任期間中にあやまって他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1 回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
携行品損害保険金	責任期間中に、被保険者所有（被保険者が旅行開始前に賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）の携行品（カメラ、カバン、衣類等）が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合に、携行品 1 つ（1 点・1 組または 1 対）あたり 10 万円（乗車券等は合計 5 万円）を限度とし、損害額をお支払いします。携行品損害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。
航空機寄託手荷物遅延保険金	被保険者が搭乗時に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後 6 時間以内にその目的地に運搬されなかった場合、被保険者が支出した次の費用（注）（他人への謝金・礼金を含みません。）を 1 回の事故につき 10 万円を限度にお支払いします。①衣類購入費（下着、寝間着など必要不可欠な衣類） ②生活必需品購入費（寄託手荷物に含まれていた洗面用具、かみそり、くしなど） ③前記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費をお支払いします。 注 責任期間中で、かつ、目的地への到着後 96 時間以内に被保険者が目的地にて負担した費用に限ります。
航空機遅延費用保険金	次のいずれかに該当した場合に、被保険者が支出した費用（注）を 1 回の事故につき 2 万円を限度にお支払いします。 ①被保険者が搭乗予定の航空機の 6 時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6 時間以内に代替機を利用できない場合 ②被保険者が搭乗した航空機の遅延等または着陸地変更により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から 6 時間以内に代替機を利用できない場合 注 宿泊施設客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費、目的地における旅行サービスの取消料をいい、社会通念上妥当な金額とします。なお、目的地における旅行サービスの取消料を除き、上記①の場合は出発地（着陸地変更の場合はその着陸地）、上記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。

※保険期間 31 日以内のご契約の場合には、以下の特約（主なもの）がセットされる場合があります。詳細につきましては、保険期間 31 日以内用のパンフレットの「ご契約いただく海外旅行保険の概要」または、ご契約のしおり等でご確認ください。

・疾病に関する応急治療・救援費用補償特約、妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約、入院一時金支払特約、旅行中の事故による緊急費用補償特約、緊急歯科治療費用補償特約

＊「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中をいいます。

＊「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

＊「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

急激	「事故が突発的で、ケガの発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
偶然	「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
外来	「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病気要因の作用でないこと」を意味します。

②保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、以下に掲げるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- 旅行出発前に発病した病気の治療※
- カイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術等
- 妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気（ただし、疾病治療費用、救援者費用、治療・救援費用では保険期間が 31 日までの契約（保険期間が延長された場合は 31 日目まで。）に限り、妊娠初期の異常（妊娠満 22 週以後に発生したものは、対象となりません。）により治療を開始した場合については保険金をお支払いします。）
- 酒気帯び運転中や、麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた事故
- 職務遂行に関する、または航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- サーフィン・ウィンドサーフィン等の用具、現金・小切手・クレジットカードやコンタクトレンズの携行品損害
- 置き忘れ・紛失の携行品損害（海外での旅券の損害を除きます。）
- 保険料領収前または契約日前に既に原因が発生していた場合のクルーズ旅行取消費用
- 保険料領収前または契約日前に既に支払条件に該当していた場合の旅行キャンセル費用　など

※保険期間が 31 日以内のご契約で、疾病に関する応急治療・救援費用補償特約がセットされている場合（保険期間が 31 日までの契約。保険期間が延長された場合は 31 日目まで。）には、旅行出発前に発病し治療を受けた病気が原因で旅行中にその症状が急激に悪化した場合については保険金をお支払いします。

③セットできる主な特約およびその概要

主な特約およびその概要のみを記載しております。詳細およびその他の特約につきましてはパンフレットまたは、約款全文（普通保険約款・特約）でご確認ください。

特約の種類	保険金をお支払いする場合
個人賠償責任（長期契約用）	保険期間中に被保険者本人が宿泊中のホテルに損害を与えたり、火災、爆発、漏水によって借家を損壊して、法律上の損害賠償責任を問われた場合や、日常生活に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1 回の事故につき、個人賠償責任（長期契約用）保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
家族総合賠償責任	保険期間中に被保険者ご本人およびそのご家族（注1）が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1 回の事故につき、家族総合賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 ・あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・日常生活に起因する偶然な事故 注1 保険証券に記載された者（被保険者ご本人）の他、日本国外に居住する次に掲げる者を含みます。 ① ご本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下同様とします。） ② ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 注2 自動車事故については、下表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。（自動車賠償責任危険補償対象外特約セットの場合は支払対象外となります。） 事故発生地（※1）／米国・カナダ／ヨーロッパ諸国（※2）、オセアニア諸国／左記以外 自己負担額／US ＄250,000／US ＄100,000／US ＄30,000 ※1 いずれも属領、信託統治領を含みます。 ※2 ロシア・東欧は上表の「左記以外」の区分となります。
被害者治療費用	保険期間中に次の事故による他人の身体の障害について、被保険者がその治療費用を負担した場合に、被害者 1 名につき、被害者治療費用保険金額を限度として、事故の発生の日から 1 年以内に

特約の種類	保険金をお支払いする場合
	要した治療費用をお支払いします。 ・あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・日常生活に起因する偶然な事故
生活用動産 （長期契約用）	保険期間中に海外現地の住宅・ホテル内にある被保険者所有の家財・身の回り品および旅行中に携行している被保険者所有の身の回り品（被保険者が旅行開始前に他人から無償で借り入れた物を含みます。）が火災、盗難などの偶然な事故により損害が生じた場合に、家財・身の回り品1個（1点・1組または1対）あたり20万円（乗車券・航空券等の場合は5万円）を限度として損害額をお支払いします。ただし、生活用動産（長期契約用）保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度となります。 注 損害額とは時価額または修繕費のいずれか低い方をいいます。
歯科治療費用 （特定のタイプのみでのお引受けとなります。）	旅行行程中に歯科疾病を発病し、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時以降に歯科医師による歯科治療を開始した場合に、被保険者が支出した治療費用等で、社会通念上妥当な金額に縮小割合（50%）を乗じた額をお支払いします。ただし、歯科治療費用保険金額をもって同一年度内の支払いの限度とします。また、治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
緊急一時帰国費用 保険期間が3か月以上の場合にセットできます	責任期間中（一時帰国している期間を除きます。）に次の①～③に該当した場合に、保険契約者または被保険者が支出した一時帰国に要する費用で社会通念上妥当な費用を1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 ①被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が死亡した場合 ②被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が危篤となった場合 ③被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族の搭乗する航空機または船舶が遭難・行方不明の場合 注 ①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。
一時帰国中補償	保険期間の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者である場合は90日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金（傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、個人賠償責任保険金に限ります。）を支払います。 ＊保険期間が3か月以上の場合に自動的にセットされます（数次旅行者に関する特約がセットされている場合を除きます。）
留学継続費用	あらかじめ指定した被保険者（留学生※）の扶養者が保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被った場合で、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合に、その状態となったときから予定留学終了時までの年数に、留学継続費用保険金額を乗じた額を一時にお支払いします。 ※留学生とは勉学、研修および技術習得を目的として海外の学校に留学する方をいいます。
代替要員派遣費用	次のいずれかに該当したことにより被保険者の使用者（雇用主など）が代替要員を派遣した場合に支出した代替要員1名分の勤務地までの航空運賃等の往復運賃や宿泊施設客室料などの費用を使用者にお支払いします。ただし、代替要員派遣費用保険金額をもって同一年度内に生じたケガ、発病した病気に対する支払いの限度とします。 ①被保険者が責任期間中の事故によるケガまたは自殺行為が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②被保険者が病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として責任期間中に死亡した場合 ③被保険者が責任期間中に発病した病気（責任期間中に治療を開始しその後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。）が原因で責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合 ④被保険者が責任期間中の事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気（責任期間中に治療を開始した場合に限ります。）が原因で継続して3日以上入院（妊娠、出産、早産、流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。）した場合

④保険期間（保険のご契約期間）

保険期間は海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください（一時帰国中補償特約および数次旅行者に関する特約が適用される場合を除き、保険期間内であっても住居に帰着された時点で保険は終了します。）。なお、ご旅行開始後のお申込みおよび「旅行期間」のうち一部分のみご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

⑤引受条件（ご契約いただく保険金額等）

『海外旅行保険お引受条件について』（P.重説-1）も参照ください。

ご契約いただく保険金額（ご契約金額）の設定につきましては、以下の点にご注意ください。

・傷害後遺障害、治療・救援費用、疾病治療費用、疾病死亡は、それぞれ他の補償項目とご契約金額との関係で上限が定められます。
・補償項目をお選びいただく際には、必要な補償内容および補償額をお選びください。この保険と同種の補償内容を有する別の保険契約等を既にお持ちの方は、それらの保険金額を合計してご勘案ください。（年齢、健康状態、お仕事内容、他の傷害保険契約等の保険金額との合計額、その他の事由からご希望の内容でお引受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約金額については、申込書・加入依頼書等にてご確認ください。

２．保険料

保険料は、ご契約金額・保険期間・被保険者の年齢・責任期間中の仕事やスポーツの内容等により決定されます。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書・加入依頼書等にてご確認ください。

３．保険料の払込方法

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。通信販売に関する特約がセットされる場合には、保険料は、振込用紙が到着次第、指定された期日までに所定の方法によりお振込ください。

４．満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

５．解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間（保険期間のうち、まだ経過していない期間）に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。）。なお、旅行キャンセル費用補償特約またはクルーズ旅行取消費用補償特約をセットした場合＊は、未経過期間に関わらずこれらの特約保険料は返戻しません。

＊ 旅行取消料発生前に旅行をキャンセルしたことにより保険契約の取消をご希望の場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、『注意喚起情報のご説明』に記載のご連絡先（P.重説-5）をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

○この書面は海外旅行保険の保険契約に際して、保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
○本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはご契約のしおり（普通保険約款および特約）をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
○保険契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

１．クーリング・オフ

保険期間が1年を超える個人のお客様のご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。

(1) お客様がご契約をお申込みいただいた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことができます。
(2) クーリング・オフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社の本社クーリング・オフ窓口あてに必ず郵便にてご通知ください。
※ご契約を申し込まれた代理店では、クーリング・オフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
(3) クーリング・オフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、弊社および弊社代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が支払われたときは、弊社が保険料を受領した日）からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合がございます。

＜クーリング・オフできない場合＞

次のご契約は、クーリング・オフはできませんのでご注意ください。
・保険期間が1年以内のご契約
・営業または事業のためのご契約
・法人または社団・財団等が締結したご契約
・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約
・通信販売特約により申し込まれたご契約
・予め訪問日をご通知いただき、かつ、そのご通知またはご訪問の際に保険契約の申込みをするための訪問である趣旨を明らかにされた上で、保険会社・代理店等の営業所等で申し込まれたご契約
・預貯金口座への振込みによる方法で保険料を払い込まれたご契約　など

なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリング・オフを希望される場合は、まずお手元に保険契約証（保険料領収証）および申込書控（控がある場合のみ）をご用意ください。その上ではがきに下記記載事項をもれなくご記入いただきご捺印のうえ、下記本社宛に郵送してください。

＜本社宛先＞〒102-0082　東京都千代田区一番町 20-5
（2016 年 1 月 4 日から）
〒104-6016　東京都中央区晴海 1-8-10 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 16 階
ジェイアイ傷害火災保険㈱「クーリング・オフ」窓口行

＜記載事項＞
・クーリング・オフする旨の記載
・保険契約者の氏名（捺印）、住所、連絡先の電話番号
・契約申込日
・契約の保険種類
・証券番号（または領収証番号）
・取扱代理店名

2．告知義務・通知義務等

(1)契約締結時における注意事項（告知義務等）

①契約時において、弊社が告知を求めたもの（告知事項：申込書、加入依頼書に★または☆印が付いている項目）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。告知した内容が事実と違っている場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

②この保険は、年齢によって保険料が異なります。保険始期日（旅行開始日）時点の年齢に誤りのあった場合で、契約時に領収した保険料が正しい年齢に基づいた保険料と異なる場合は、その差額を返還または請求する場合や保険金額を削減してお支払する場合がありますので、ご注意ください。

③死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約は無効となりますのでご注意ください。なお、法人等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員を被保険者とするご契約につきましては、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明ください。

④旅行先で危険な職業・職務または危険な運動をされる場合はお申し出ください（内容によっては、お引受けのできない場合があります。また割増保険料のお支払いがない場合、保険金が削減されたり、支払われないことがあります。）。

※ 危険な職業・職務または危険な運動につきましては、『海外旅行保険お引受条件について』（P.重説-1）に記載しておりますのでご確認ください。

⑤被保険者の告知事項、その他申込書・加入依頼書等の記載内容によっては、お引受けのできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。詳しくは、『海外旅行保険お引受条件について』（P.重説-1）に記載しておりますのでご確認ください。

(2)契約締結後における留意事項（通知義務等）

①ご契約後において、告知した★の内容に変更が生じた場合（旅行先、職業・職務を変更された場合や被保険者が新たに職業に就かれた場合）には、遅滞なく弊社代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

②ご契約締結後に被保険者が、以下のようなお引受けできない職業・職務に変更または就かれた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合は保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者

③上記のほか、保険契約者の住所を変更した場合も、弊社代理店または弊社にご通知ください。ご通知いただかないと重要なお知らせができないことになります。

3．責任開始期

(1)保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降で、旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。

※旅行キャンセル費用補償特約およびクルーズ旅行取消費用補償特約の保険責任は、保険期間とは関係なく、保険契約日の翌日午前 0 時に開始します。

※旅行中断費用補償特約の保険責任は、出国した時に開始します。

(2)保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

4．保険金をお支払いできない主な場合等

（『契約概要のご説明』1.(2)②「保険金をお支払いできない主な場合」（P.重説-2）とあわせてご覧ください。）傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金では、以下に掲げるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

・保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失
・被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
・戦争、外国の武力行使、放射能汚染
・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないケガ　など

5．保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

6．解約返戻金の有無

『契約概要のご説明』5.「解約返戻金の有無」（P.重説-3）をご参照ください。

7．重大事由による解除について

次の事実があるときは、保険金がお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

(1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
(2) 被保険者、保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
(3) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合
(4) 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合　など

8．保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険期間によってそれぞれ以下のとおり補償されます。

・保険期間が 1 年以内の場合：保険金、返戻金等は原則として 80%（破綻保険会社の支払停止から 3 か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%）まで補償されます。
・保険期間が 1 年超の場合：保険金、返戻金等は原則として 90%まで補償されます。(※)

（※）主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%を下回ることがあります。

9．万一、事故が発生した場合のご注意

(1)事故の発生

この保険の対象となる事故が発生したときは、事故発生の日からその日を含めて 30 日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。

(2)保険金の支払請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする以下の書類をご提出いただく必要があります。

本人確認書類	印鑑証明書、戸籍謄本、住民票、委任状、法定相続人の戸籍謄本など
事故の発生を確認できる書類	公的機関（所管の警察署等）の事故証明書、またはこれに代わるべき書類など
他の保険契約等の内容お	他の保険契約等の申込書または証券の写し

よび内容を証する書類	など
ケガや疾病に関する書類 （補償をセットした場合）	死亡診断書、死体検案書、後遺障害もしくは傷害または疾病の程度や、原因、治療を開始した時期などを証明する医師の診断書、実際に支出した費用の領収書（治療費、薬剤費、交通費、通訳雇入費など）など
賠償事故に関する書類 （補償をセットした場合）	事故の相手方との約束を記した示談書や念書、損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類、損害賠償金を算出するために必要な書類など
携行品事故に関する書類 （補償をセットした場合）	損害の程度を証明する書類（修理不能証明書、修理見積書など）、領収書等の被害が生じた物の価額を確認できる書類など
支出した費用を確認できる書類 （補償をセットした場合）	費用請求書、実際に支出した費用の領収書（救援費用、交通費、ホテル等客室料、食事代、国際電話料等通信費、渡航手続費、渡航先での旅行サービスの取消料、身の回り品購入費など）など
その他の書類	調査・照会に必要な同意書、保険金支払額承諾書など

※事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがあります。

※ケガ、病気、賠償事故、携行品事故以外の事故に関する保険金請求書類は、上記内容と異なる場合があります。普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(3)保険金のお支払時期

弊社は、「(2)保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(4)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3 年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(5)代理請求人制度について（傷害治療費用や疾病治療費用等、被保険者本人がご請求される保険金のご請求について）

被保険者が、保険金のお支払対象となる傷害や疾病を被り、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(6)損害賠償保険金のお支払いにあたって（先取特権）

被保険者から損害賠償金を受け取るべき方（賠償事故の被害者等）は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利（先取特権）があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

10. 補償重複について

補償内容が同様の保険契約（旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断ください。

11. その他

(1)ご契約時にご注意いただきたいこと

『海外旅行保険お引受条件について』（P.重説-1）も参照ください。

①本人確認、旅行目的の確認のために書類をご提示いただくことがあります。

②飛行機の出発時刻が早朝でありやむを得ず空港近くのホテルに宿泊する場合（前泊）や帰国便到着時刻が夜のためやむを得ず空港近くのホテルに宿泊し翌日自宅に戻る場合（後泊）は、保険期間に含めてご契約ください。内容によっては、保険期間に含められない場合もありますので、詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご旅行開始後のお申込みおよび「旅行期間」のうち一部分のみご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

③契約内容登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結ならびに事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。

④共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事会社が他の引受保険会社の業務の代理・事務の代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(2)ご契約後にご注意いただきたいこと

①保険期間の延長について

『海外旅行保険お引受条件について』（P.重説-1）に記載しておりますのでご確認ください。

②被保険者による保険契約の解約請求について

保険契約者と被保険者が異なるご契約では、被保険者が保険契約者を通じて保険契約の解約請求を行うことができる場合があります。詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険の内容に関する苦情・お問い合わせ・ご相談窓口	０１２０−８７７０３０（フリーダイヤル） 一部お繋ぎできないＩＰ電話等があります。 受付時間：平日の午前９時～午後５時 （土・日・祝日・年末年始を除く。）
事故受付サービス	０１２０−３９５４７０（フリーダイヤル） 受付時間：２４時間 事故が発生した場合は遅滞なく最寄のJiデスク、ご契約の弊社代理店または上記にご連絡ください。
指定紛争解決機関 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	一般社団法人日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター （損害保険相談・紛争解決サポートセンター） ０５７０−０２２８０８（ナビダイヤル*1） *１ お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。 一部お繋ぎできないＰＨＳ、ＩＰ電話等からは ０３−４３３２−５２４１*2をご利用ください。 *２ 地域を問わずそんぽＡＤＲセンター東京に着信されます。 受付時間：平日の午前９時 15 分～午後５時 （土・日・祝日・12月30日～１月４日を除く。） （いずれの番号も所定の通話料がかかります。） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/）

＜ご契約内容確認事項（意向確認事項）＞

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをする上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上お申込みください。

(1)この保険は、お客様のご希望に沿って、ご旅行期間中のケガや病気による死亡・後遺障害や治療等への備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございましたら、弊社代理店または弊社までお申し出ください。

(2)次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。

①補償の内容（保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など）、特約の内容

②被保険者の範囲（個人型、家族型）

③保険金額（ご契約金額）

④保険期間（保険のご契約期間、ご旅行期間にあわせてご設定ください。）

⑤保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと

(3)申込書・加入依頼書等の被保険者欄に記載された年齢、性別、旅行先、職業・職務内容、病気、他の傷害保険契約等の有無および保険金請求歴等の申込書記載内容について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

(4)重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容をご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、前記のご連絡先をご参照ください

＜個人情報の取扱説明書＞

個人情報の取扱いについて

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

１．個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。
(1)損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
(2)適正な保険金の支払い
(3)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
(4)損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
(5)当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
(6)上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

２．収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Ｅメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報（職業、健康状態等）があります。

３．個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。
(1)同意されている場合
(2)法令に基づく場合
(3)利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
(4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）
(5)保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合　詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（www.sonpo.or.jp/）をご参照ください。
(6)ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

４．当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。
＜ホームページアドレス：www.jihoken.co.jp/＞

お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。